

外国人の方が技能講習を受講する場合のお願いについて

当連合会の技能講習は、日本語のテキストを使用して、日本語による講義及び日本語での修了試験を行っています。

厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」(R2.3.31 基発 0330 第 43 号)の「外国人に対する技能講習実施要領」に基づき、外国人の方が技能講習を受講する場合、その内容を日本語で理解できるかを確認する必要があります。このため、

- 事業場申込みの場合は

別紙1「技能講習受講における理解力確認書」

- 個人申込みの場合は

別紙2「技能講習受講における理解力申告書」

を、技能講習申込みの際に、併せてご提出願います。

別紙 1

(一社) 新潟県労働基準協会連合会 御中

技能講習受講における理解力確認書

受講者氏名	旅券(パスポート)又は在留カードに記載されている氏名をご記入ください

上記の者は、新潟県労働基準協会連合会で行われる技能講習を受講する上で、日本語の理解力を確認したので、受講を申し込みます。

なお、修了試験問題について (どちらかに○)、

- () 母国語に翻訳した試験問題、または試験問題の漢字にひらがなのルビをふってあるものがあれば、希望します。
- () 必要ありません。

令和 年 月 日

所在地 _____

事業場名 _____

代表者職氏名 _____

べっし
別紙 2

いっしゃ にいがたけんろうどうきじゆんきょうかいれんごうかい おんちゆう
(一社) 新潟県労働基準協会連合会 御中

ぎのうこうしゅうじゅこう りかいりよくしんこくしよ
技能講習受講における理解力申告書

わたし にいがたけんろうどうきじゆんきょうかいれんごうかい おこな ぎのうこうしゅう じゅこう うえ
私は、新潟県労働基準協会連合会で行われる技能講習を受講する上で、
にほんご りかいりよく ゆう じゅこう もう こ
日本語の理解力を有しており、受講を申し込みます。

しゅうりょうしけんもんだい
なお、修了試験問題について（どちらかに○）、

() ぼこくご ほんやく しけんもんだい しけんもんだい かんじ
母国語に翻訳した試験問題、または試験問題の漢字にひらがなの
るび きぼう
ルビをふってあるものがあれば、希望します。

() ひつよう
必要ありません。

ねん がつ にち
年 月 日

し めい
氏 名

りょけん ばすぽーと また ざいりゅうかーど きさい しめい か
旅券（パスポート）又は在留カードに記載されている氏名を書いてくだ
さい。